

総合野外センター及び青少年センター使用料減免の審査基準

根拠法令等の条項	豊田市青少年育成施設条例第13条
法令等の定め 又は概要	第13条 市長は、公益上必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。
審査基準	<p>豊田市青少年育成施設管理規則 (使用料の免除)</p> <p>第9条 豊田市総合野外センターについて、条例第13条の規定により使用料を免除する場合は、次の各号のいずれかに該当したときとする。</p> <p>(1) 市内の義務教育諸学校の教育課程に基づく教育活動の一環として生徒又は児童の指導者等が利用するとき。</p> <p>(2) 市内の幼稚園又は保育所の教育活動又は保育活動の一環として園児の指導者等が利用するとき。</p> <p>(3) 市内の青少年育成団体、青少年指導者団体等が利用する場合で、青少年の健全育成を目的として団体の構成員及びその指導者が野外活動を行うとき。</p> <p>(4) その他特に教育委員会が必要と認めるとき。</p> <p>2 青少年センターについて、条例第13条の規定により使用料を免除する場合は、次の各号のいずれかに該当したときとする。</p> <p>(1) 前条第2項の規定により個人が利用したとき。</p> <p>(2) 市内の青少年育成団体、青少年指導者団体等が青少年の健全育成を目的とする事業で教育委員会が適当と認めるものを行うとき。</p> <p>(3) その他特に教育委員会が必要と認めるとき。</p>
設定年月日	昭和57年3月20日(最終更新:令和6年4月1日)
標準処理期間	2週間